

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 大規模テナントオフィスビル立地支援制度（第4条～第7条）
- 第3章 レンタルラボ施設立地支援制度（第8条～第11条）
- 第4章 手続等（第12条～第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、オフィス・ラボ誘導地区内における大規模なテナントオフィスビル及び本市の区域内（以下「市内」という。）におけるレンタルラボ施設の立地を促進することで、本市への企業の立地を促進し、もって本市の産業の振興及び雇用の創出に寄与するため、当該施設を設置する者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス等 調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所をいう。
- (2) シェアオフィス等 シェアオフィス、コワーキングスペースその他の複数の利用者が一の建物又は個室を事業用に共有する形態の施設をいう。
- (3) 賃貸用オフィス 以下のア及びイに該当するオフィス等又はシェアオフィス等として、市長が認めるものをいう。ただし、本市及び本市の外郭団体が所有する施設内に存するものを除く。
 - ア 多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。
 - イ 2以上の事業者賃貸することを目的とする施設であること。
- (4) テナントオフィスビル 賃貸用オフィスを含む建築物をいう。
- (5) ウェットラボ 以下のア及びイに該当する施設をいう。
 - ア 装置や薬品を用いて、各種法令等に則り適切に実験を行うことのできる設備を有していること。
 - イ 施設の貸主又は施設を管理運営する者が、当該施設を予め「ウェットラボ」として整備するものであること。
- (6) 賃貸用ウェットラボ 以下のア及びイに該当するウェットラボとして市長が認めるものをいう。ただし、本市及び本市の外郭団体が所有する施設内に存するものを除く。
 - ア 多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。
 - イ 2以上の事業者賃貸することを目的とする施設であること。
- (7) レンタルラボ施設 賃貸用ウェットラボを含む建築物をいう。
- (8) 新增設等 新たに補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が建物を建築、購入若しくは賃借し、又は自らが所有若しくは賃借する既存の建物を改修することで、賃貸用オフィス又は賃貸用ウェットラボを新設又は増設することをいう。
- (9) オフィス・ラボ誘導地区 以下のア及びイの地区をいう。
 - ア 京都駅南部地区 JR東海道新幹線以南、十条通り以北、近鉄京都線以東、鴨川以西の区

域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域に指定された区域

イ らくなん進都（鴨川以北）

らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域のうち、鴨川以北の区域

- (10) 高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区及びB地区） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区に指定された京都駅周辺地区のうち、A地区及びB地区に定められた区域
- (11) 共用部 テナントオフィスビルにあつては、賃貸用オフィスとその他の施設で共用する部分をいい、レンタルラボ施設にあつては、賃貸用ウェットラボとその他の施設で共用する部分をいう。
- (12) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。

（補助金の種別）

第3条 賃貸用事業施設等立地促進制度補助金は、次の各号に掲げる制度で構成する。

- (1) 大規模テナントオフィスビル立地支援制度
- (2) レンタルラボ施設立地支援制度

第2章 大規模テナントオフィスビル立地支援制度

（補助対象者）

第4条 本章における補助対象者は、新增設等を行う賃貸用オフィスに係る固定資産（地方税法第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産をいう。以下、同じ。）の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助対象事業）

第5条 本章における補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) オフィス・ラボ誘導地区内又は高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区及びB地区）において、補助対象者が賃貸用オフィスの新增設等を行う事業であること。
 - (2) 事業完了後に、同一敷地内における、賃貸用オフィス（共用部を含む。）の床面積の合計が3,000㎡以上の事業であること。この場合の共用部の床面積の算定は、面積按分その他市長が適切と認める方法により行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるときは、補助対象事業から除くことができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、賃貸用オフィスの新增設等に伴い取得した固定資産(入居者が取得したものなど、賃貸用オフィスの新增設等にあたって貸主が取得するものに該当しないと市長が認めるものを除く。)に係る固定資産税及び都市計画税で、当該賃貸用オフィスの営業開始日の属する年の翌年の1月1日(営業開始日が1月1日である場合は、営業開始日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の本市への納付税額に相当する金額とし、一の補助対象事業について、3億円を限度とする。

2 一の補助対象事業に対し、共有名義又は区分所有により補助対象者が複数存在する場合には、市長は、各補助対象者に対する補助金額について、次に掲げる方法により算出し、配分する。

(1) 共有名義の場合 共有名義に係る補助対象者全員からの配分に関する申立てに基づき算出する。

(2) 区分所有の場合 家屋公課証明書に記載されている課税標準額に基づき算出する。

3 前2項の規定により当該年度に交付する補助金の額を算定する場合において、補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付方法)

第7条 補助金は、前条第1項に規定する年度及びこれに続く4年度の納付税額に相当する金額に区分して年度ごとに交付する。

第3章 レンタルラボ施設立地支援制度

(補助対象者)

第8条 本章における補助対象者は、新增設等を行う賃貸用ウェットラボに係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者とししない。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第9条 本章における補助対象事業は、市内において、補助対象者が賃貸用ウェットラボの新增設等を行う事業とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるときは、補助対象事業から除くことができる。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、予算の範囲内において、賃貸用ウェットラボの新增設等に伴い取得した固定資産(入居者が取得したものなど、賃貸用ウェットラボの新增設等にあたって貸主が取得するものに該当しないと市長が認めるものを除く。)に係る固定資産税及び都市計画税で、当該賃貸用ウェットラボの営業開始日の属する年の翌年の1月1日(営業開始日が1月1日である場合

は、営業開始日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の本市への納付税額に相当する金額とし、一の補助対象事業について、3億円を限度とする。

- 2 一の補助対象事業に対し、共有名義又は区分所有により補助対象者が複数存在する場合には、市長は、各補助対象者に対する補助金額について、次に掲げる方法により算出し、配分する。
 - (1) 共有名義の場合 共有名義に係る補助対象者全員からの配分に関する申立てに基づき算出する。
 - (2) 区分所有の場合 家屋公課証明書に記載されている課税標準額に基づき算出する。
- 3 前2項の規定により当該年度に交付する補助金の額を算定する場合において、補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付方法)

第11条 補助金は、前条第1項に規定する年度及びこれに続く4年度の納付税額に相当する金額に区分して年度ごとに交付する。

第4章 手続等

(補助対象事業の指定)

- 第12条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業指定申請書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。
- (1) 大規模テナントオフィスビル立地支援制度
テナントオフィスビルの新增設等の工事に着手する日まで。
 - (2) レンタルラボ施設立地支援制度
レンタルラボ施設の新増設等の工事に着手する日まで。
- 2 指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法人の登記事項証明書(申請者が個人の場合は、住民票の写し)
 - (2) 事業計画書
 - (3) 補助対象事業に関する図面(周辺見取図、平面図、立面図、断面図及び求積図。賃貸用オフィス及び賃貸用ウェットラボのみの用に供する部分、その他の部分並びに共用部の範囲及び床面積をそれぞれ記載したもの。)
 - (4) 直近3年分の決算書(申請者が個人の場合は確定申告書)
 - (5) 補助対象事業に該当することを示す書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、指定申請書の提出があった場合に、当該申請に係る補助対象事業の指定が適当であると認めるときは、補助対象事業として指定するものとする。
- 4 市長は、第5条及び第9条に規定する補助対象事業を指定する場合においては、あらかじめ、京都市企業立地促進事業委員会設置要綱に基づき設置する京都市企業立地促進事業委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴取しなければならない。
- 5 市長は、補助対象事業を指定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

(指定の通知)

第13条 市長は、前条第3項の規定に基づき補助対象事業を指定したときは、指定を受けた補助対象者(以下「指定事業者」という。)に対し、その旨を京都市賃貸用事業施設等立地促進制度

補助金補助対象事業指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定により補助対象事業に指定することが不相当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市貸貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業不指定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（指定申請内容の変更等）

第14条 指定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに京都市貸貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業変更・中止・廃止届出書（第4号様式）に、内容を示す書類（ただし、次の第1号に該当する場合に限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 指定申請書に記載した申請者の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は添付書類に記載した事項において、補助金の交付に影響を与える変更があったとき。
- (2) 指定申請書又は指定申請書の添付書類に記載した事項において、誤記その他これに類する客観的に明白な誤りであって、補助対象事業の指定に影響を及ぼさない範囲の変更があったとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（営業開始の届出）

第15条 指定事業者は、第5条及び第9条に規定する補助対象事業に係る貸貸用オフィス又は貸貸用ウェットラボ（以下「補助対象事業所」という。）の営業を開始したときは、速やかに京都市貸貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業営業開始届出書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 現場写真（補助対象事業所の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）
- (2) 補助対象事業に関する図面（周辺見取図、平面図、立面図、断面図及び求積図。貸貸用オフィス及び貸貸用ウェットラボのみの用に供する部分、その他の部分並びに共用部の範囲及び面積を記載したもの。）
- (3) 補助対象事業所の全部事項証明書
- (4) 補助対象事業に該当することを示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（報告及び指示）

第16条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者に対して、補助対象事業に関する報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、指定事業者に対して当該補助対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

（指定の取消し）

第17条 市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条、第5条、第8条又は第9条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 指定事業者が補助対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (3) 指定事業者が、指定を受けた日から6年以内に補助対象事業所の営業を開始しないとき。
- (4) 指定事業者が、偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定を受けたとき。
- (5) その他補助対象事業として不相当であると市長が認めたとき。

- 2 市長は、補助対象事業の指定を取り消したときは、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業指定取消決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第18条 指定事業者からの条例第9条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付申請書（第7号様式）によって、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- ア 補助対象事業に係る実績報告書
- イ 固定資産税及び都市計画税の納税証明書並びに課税明細書
- ウ 申請日の属する年度及び当該年度の前の年度における市町村税の納付を証する書類
- エ 配分に関する申立書（補助対象事業に係る固定資産が共有名義である場合に限る。）
- オ その他市長が必要と認める書類

- 2 一の補助対象事業において、指定事業者が複数である場合は、指定事業者ごとに前項に規定する申請書を作成し、同時に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請は、補助対象事業に伴い取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を納付した年度内に行わなければならない。

（交付の決定）

第19条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（地位の承継）

第20条 指定事業者から補助対象事業を継承した者は、速やかに、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継承認申請書（第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 補助対象事業を承継した事実を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第17条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、承継を承認する。
- 3 市長は、前項の規定により承継の承認又は不承認を決定し、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継承認決定通知書（第11号様式）又は京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継不承認決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（併用等の取扱い）

第21条 一の事業において、大規模テナントオフィスビル立地支援制度及びレンタルラボ施設立地支援制度の両方の事業要件を満たす場合、両制度の併用ができるものとし、補助金の額は3億円を限度とする。ただし、同一の空間を賃貸用オフィス及び賃貸用ウェットラボの両方に該当するとして申請することはできない。

- 2 本要綱に基づき、過去に賃貸用オフィス又は賃貸用ウェットラボとして補助対象事業の指定を

受けた部分については、以後の本要綱に基づく申請において新增設等を行う部分として扱うことができない。

(補助対象事業所の敷地がオフィス・ラボ誘導地区の内外にわたる場合の措置)

第22条 補助対象事業所の敷地がオフィス・ラボ誘導地区の内外にわたる場合においては、その敷地は、全て当該オフィス・ラボ誘導地区内にあるものとみなして、本要綱の規定を適用する。

(補則)

第23条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

第1号様式（第12条関係）

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業指定申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第12条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので、同条の規定により申請します。	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 大規模テナントオフィスビル立地支援制度 <input type="checkbox"/> レンタルラボ施設立地支援制度
補助対象事業所の名称	
補助対象事業所の用途 及び工事種別	
補助対象事業所の所在地	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
営業開始予定日	年 月 日
備考	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

注 この申請書には、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第12条第2項各号に掲げる書類を添付してください。

第2号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定することを決定しましたので、同要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 3 補助対象事業所の名称
- 4 補助対象事業所の用途及び工事種別
- 5 補助対象事業地

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助対象事業不指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定しないことを決定しましたので、同要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 補助対象事業所の名称
- 3 不指定理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第14条関係）

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業

変更
中止 届出書
廃止

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

<p style="text-align: center;">年 月 日付け 第 号により京都市賃貸用事業施設等立地促進 制度補助金交付要綱第12条の規定による指定を受けた補助対象事業を <input type="checkbox"/>中止<input type="checkbox"/>変更 <input type="checkbox"/>廃止しますので、同要綱第14条の規定により届け出ます。</p>	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業の内容 (変更の場合のみ)	【変更前】
	【変更後】
変更、中止又は廃止の理由	
変更、中止又は廃止年月日	年 月 日

注 該当する口には、レ印を記入してください。

第5号様式（第15条関係）

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業営業開始届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

<p>年 月 日付け 第 号により京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第12条の規定による指定があった補助対象事業について、補助対象事業所の営業を開始しましたので、同要綱第15条の規定により届け出ます。</p>	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 大規模テナントオフィスビル立地支援制度 <input type="checkbox"/> レンタルラボ施設立地支援制度
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業所の名称	
補助対象事業所の用途 及び工事種別	
補助対象事業所の所在地	
営業開始年月日	年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

注 この届出書には京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第15条に掲げる書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金補助対象事業指定取消決定通知書

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記の補助対象事業の指定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 3 補助対象事業所の名称
- 4 補助対象事業所の用途及び工事種別
- 5 補助対象事業地
- 6 事業取消理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第18条関係）

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 大規模テナントオフィスビル立地支援制度 <input type="checkbox"/> レンタルラボ施設立地支援制度
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業所の名称	
補助対象事業の用途 及び工事種別	
補助対象事業所の所在地	
交付を受けようとする 補助金の金額	円
備考	

注 該当する口には、レ印を記入してください。

注 この申請書には、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第18条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

第8号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担 当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金については、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 補助対象事業所の名称
- 3 交付金額 金 円
- 4 交付の条件
 - (1) 京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第6条及び第10条に定める固定資産税及び都市計画税の納付額に変更が生じた場合には、速やかに京都市へ報告すること。
 - (2) 前号の納税額が減額となっていた場合、補助金額を減額し、又は取り消すことがあります。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担 当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金については、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 補助対象事業所の名称
- 3 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第10号様式（第20条関係）

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

<p>指定事業者の地位を承継したいので、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第20条の規定により申請します。</p>	
補助金の種別	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業所の名称	
補助対象事業所の所在地	
承認後の補助対象事業所の名称	
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
備考	

注 この申請書には、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第20条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

第11号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担 当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者承継承認申請について、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり地位の承継を承認することを決定しましたので通知します。

記

- 1 地位の被承継者
- 2 地位の承継者
- 3 地位の承継補助対象事業
 - (1) 補助金の種別
 - (2) 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
 - (3) 補助対象事業所の名称
 - (4) 補助対象事業所の所在地
- 4 承継後の補助対象事業所の名称
- 5 地位の承継年月日
年 月 日

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担 当)

京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金指定事業者承継不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者承継承認申請について、京都市賃貸用事業施設等立地促進制度補助金交付要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり地位の承継を承認しないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 3 補助対象事業所の名称
- 4 補助対象事業所の所在地
- 5 不承認の理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。